

釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書

- 1 事件を起こして身柄を拘束され、その後、釈放された人で、親族などから援助が得られなかったり、福祉事務所などに保護を求めることができなかつたりして、しばらくの間、生活することができずに困っているような場合、法律により、保護観察所に更生緊急保護という特別の保護の申出をすることができます。更生緊急保護の主な内容は、生活上のアドバイス、更生保護施設での宿泊、帰住の援助、就職の支援などです。
- 2 更生緊急保護の申出をすることができるのは、次のすべてに当てはまる人で、これに当てはまらない人は、保護を受けられません。
 - (1) 釈放されてから原則として6月以内の人（この期間を超える場合は、保護観察所に相談してください。）
 - (2) 親族からの援助が得られなかったり、福祉事務所などに保護を求めることができなかつたなど、しばらくの間の生活を送ることができずに困っている人
 - (3) 身柄を拘束された事件を深く反省し、善良な社会人として更生する意思を強く持つとともに、そのための努力をする人
- 3 更生緊急保護の申出は、保護観察所で行います。保護観察所では、あなたから保護を受けたい理由を聞き、保護の必要があるかどうかを判断します。

ただし、申出をしたからといって、必ずしも希望する保護を受けられるというわけではありません。
- 4 更生緊急保護を受けるに当たっては、保護観察所の指示に従わなければなりません。また、更生緊急保護はいつまでも続けられるものではありませんので、できるだけ早く自立・更生できるように努力しなければなりません。これらを守らない場合には、更生緊急保護を受けることはできません。
- 5 保護観察所の場所などについては、検察庁、刑務所、拘置所、少年院の担当の人にたずねてください。